（証券コード 5484）
平成28年6月10日

株　主　各　位

仙台市太白区長町七丁目20番1号
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長　**山　口　桂一郎**

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地　当社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項

報告事項
１．第117期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第117期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohokusteel.com）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国・新興国の成長鈍化による輸出の伸び悩みや先行き不透明感の増す世界経済の影響から、企業の生産活動は弱含みの状況が続いております。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業におきましては、北米市場が拡大した一方で、軽自動車税増税の影響が長引いていることなどから国内需要は減少しており、受注環境は厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業につきましては、自動車関連製品を中心とした受注減による収益減少を抑制するためコスト削減と在庫調整を行うとともに、生産性の向上など企業体質の強化を進めてまいりました。しかしながら、TOHOKU Manufacturing（Thailand）Co.,Ltd.での販売が計画より遅れたことおよび当社の精密加工部門の業績が未だ改善しないことから、保有資産の評価見直しによる特別損失を計上しております。加えて鋼材部門においても自動車向けの生産・販売が低水準で推移した影響などにより、特殊鋼事業といたしましては大幅な減収減益となりました。

一方、不動産賃貸事業につきましては、より一層のサービス向上に努め、業績は安定的に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比７億５千２百万円減の178億１千４百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。経常利益は前連結会計年度比５億９千７百万円減の15億３千２百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比７億５百万円減の３億７千５百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比８億８千４百万円減の149億６千５百万円となりました。経常利益は前期比４億５千７百万円減の９億５千８百万円、一方、当期純損失は前期比４億９千２百万円悪化し２億４千５百万円となりました。

事業別売上高の推移

事　業　別	第114期（平成25年３月期）	第115期（平成26年３月期）	第116期（平成27年３月期）	第117期（平成28年３月期）
特殊鋼事業（百万円）	14,524	14,604	16,343	15,574
不動産賃貸事業（百万円）	2,211	2,269	2,223	2,240
計　（百万円）	16,736	16,873	18,566	17,814
前期比増減率（％）	△8.5	0.8	10.0	△4.1

（注）記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

⑵　資金調達の状況

当期中において増資その他特記すべき事項はありません。

⑶　設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は７億８千２百万円であります。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

特殊鋼事業　７億７千７百万円であり、主なものは海外子会社に係る精密加工設備等の新設、ならびに当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および生産能力向上のための改造であります。

不動産賃貸事業　５百万円であり、主なものは商業施設の歩道舗装工事によるものであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、北米景気の好調持続への期待がある一方で、在庫調整圧力の長期化や国内個人消費の回復遅れへの懸念から、先行きの不透明感は拭い切れません。

特殊鋼業界につきましては、主要ユーザーである自動車関連各社の海外現地調達化の方針が大きく変わることはないものとみられます。また成長鈍化が続く中国市場における各国企業間での競争が激化しており、今後も厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境の中、当社グループといたしましては、「強みで磨け　キリンのブランド」をスローガンに掲げ、主力製品である耐熱鋼および電磁ステンレス鋼の品質・生産性向上に努めるとともに、燃料電池など次世代技術に対応した製品開発によりグローバルブランドの競争力を強化いたします。また、精密加工、熱処理・表面処理技術を統合した複合加工事業においては、タイ子会社および国内精密加工部門の収益改善と当社の差別化技術である熱圧着やキリンコートの売上拡大を目指します。さらに材料開発部門では、ＩｏＴ関連技術や医療・エネルギー分野向けの特殊合金技術を活かした製品の開発と売上拡大を目指し、事業基盤の強化に努めてまいります。

さらに、ＣＳＲの実現に向けて、法令順守を徹底するだけでなく、リスクマネジメント、安全確保、環境保全などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第114期 (平成25年３月期)	第115期 (平成26年３月期)	第116期 (平成27年３月期)	第117期 (平成28年３月期)
売　上　高（百万円）	16,736	16,873	18,566	17,814
経　常　利　益（百万円）	1,204	1,478	2,129	1,532
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	696	893	1,080	375
１株当たり当期純利益（円）	92.49	118.71	143.53	49.85
総　資　産（百万円）	22,324	23,170	25,419	24,801

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第114期 (平成25年３月期)	第115期 (平成26年３月期)	第116期 (平成27年３月期)	第117期 (平成28年３月期)
売　上　高（百万円）	14,588	14,497	15,849	14,965
経　常　利　益（百万円）	541	820	1,415	958
当　期　純　利　益（百万円）	352	557	247	△245
１株当たり当期純利益（円）	46.84	74.00	32.83	△32.61
総　資　産（百万円）	14,406	14,935	16,084	14,921

（注）△印は、損失を示します。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東特エステートサービス株式会社	495百万円	100%	不動産賃貸業およびビルメンテナンス業
東　特　興　業　株　式　会　社	10百万円	100%	鋼材・加工品等の販売
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	280百万ﾀｲ・ﾊﾞｰﾂ	100%	加工品等の製造・販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および連結子会社３社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業　　下記製品の製造、加工および販売
特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石

不動産賃貸事業　　不動産の賃貸およびメンテナンス業務

⑻ 主要な営業所および工場

① 当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	宮城県村田町
工　　場	宮城県村田町、茨城県土浦市
営　業　所	東京都中央区、大阪市、名古屋市、仙台市

（注）登記上の本店は仙台市でありますが、実際の本社業務は村田町で行っております。

② 子会社

名　　称	所　在　地
東特エステートサービス株式会社	仙台市
東　特　興　業　株　式　会　社	仙台市
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事　業　別	従　業　員　数	前期比増減数
特殊鋼事業	370（109）名	19（△ 5）名
不動産賃貸事業	42（ 19）	1（△ 3）
合　　計	412（128）	20（△ 8）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外書で記載しております。

② 当社の従業員数

従　業　員　数	前期比増減数
259（105）名	3（△ 5）名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外書で記載しております。

⑽ 主要な借入先

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴ **発行済株式の総数（普通株式）**　7,529,077株（自己株式20,923株を除く）

⑵ **株主数**　812名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大同特殊鋼株式会社	2,549千株	33.86%
岡谷鋼機株式会社	752	9.99
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	680	9.04
東京窯業株式会社	594	7.89
株式会社みずほ銀行	302	4.01
株式会社七十七銀行	300	3.99
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	274	3.65
三井住友信託銀行株式会社	200	2.66
芝本産業株式会社	173	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	110	1.46

（注） 1. 大同特殊鋼株式会社の所有株式のうち、1,794千株は下記の各信託銀行に管理有価証券信託として委託されております。

日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ 370千株　　野村信託銀行㈱ 370千株
あおぞら信託銀行㈱ 360千株　　みずほ信託銀行㈱ 360千株
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ 334千株

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式20,923株を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口 桂一郎		
常務取締役	佐々木 茂範		東特エステートサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	武田 裕正	複合加工事業部長	
取締役	吉田 宏	経営企画部長	
取締役	大橋 次雄	営業統括	東特興業株式会社　代表取締役社長
取締役	江幡 貴司	研究開発部長　技術部担当	
取締役	野仲 博之	鋼材事業部長　品質保証部担当	
取締役	牛込 進		東京窯業株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	秋保 博志		
監査役	氏家 照彦		株式会社七十七銀行 代表取締役頭取
監査役	山本 一寿		大同興業株式会社 常勤監査役

（注） 1. 取締役牛込進氏は、社外取締役であります。
2. 監査役氏家照彦氏および山本一寿氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、牛込進氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役秋保博志氏は、経理業務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役山本一寿氏は、大同興業株式会社の常勤監査役であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
7. 当事業年度中の異動は、次のとおりであります。
⑴ 取締役野仲博之氏および監査役秋保博志氏は、平成27年６月26日開催の当社第111回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
⑵ 取締役菅野利幸氏および監査役小林誠氏は、平成27年６月26日開催の当社第111回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。
⑶ 当事業年度中に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏　　名	担　　当		
	変　更　前	変　更　後	異動年月日
吉　田　　宏	海外事業担当	経営企画部長	平成27年９月１日
江　幡　貴　司	経営企画部長兼 研究開発部長	研究開発部長 技術部担当	平成27年９月１日

⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

取　締　役　　58,836千円（９名）
監　査　役　　16,210千円（４名）
うち社外役員　　6,120千円（社外取締役１名、社外監査役２名）

（注） 1. 株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額２億円、監査役の報酬限度額は年額5,000万円であります。（平成22年６月29日開催の第106回定時株主総会決議）
2. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として66,177千円を支給しております。
3. 当事業年度末現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記員数と相違しておりますのは、平成27年６月26日開催の当社第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名が含まれているためであります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 取締役　牛込進氏

㈠ 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。

㈡ 当事業年度における主な活動状況
当期開催の取締役会の出席率は25.0％であり、出席した取締役会においては、随時必要な助言、提言を行っております。

㈢ 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役　氏家照彦氏

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社七十七銀行の代表取締役頭取であり、同社は当社の大株主であります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は87.5%であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は87.5%であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額となります。

③ 監査役　山本一寿氏

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

大同興業株式会社の常勤監査役であり、同社と当社とは製品の販売および仕入れ取引等があります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は87.5%であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は87.5%であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額となります。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
当社の会計監査人としての報酬等の額	21,200千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,200千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令順守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を順守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく３年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を６ヵ月ごとに設定する。

当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を３ヵ月に１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役の職務の執行の効率性を高めるため、毎月１回「常勤役員会」および「経営会議」を開催する。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の担当取締役は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。

コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令順守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および業務部は「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

㈠　当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
㈡　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
㈢　当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
㈣　当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

⑩その他の監査役への報告に関する体制

監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

㈠　当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
㈡　取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
㈢　内部監査の実施状況
㈣　従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する㈠～㈣に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は当社の社長に子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

⑪監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および業務部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制の整備をしております。その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

「財務報告に係る内部統制」について多年度に亘る継続的取組みとして、毎事業年度に見直しを行っております。年度末ごとにリスクマネジメント委員会を開催し、その進捗状況および内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正、改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。

当事業年度におきましては、グループ内部統制の強化を図るため、海外子会社TOHOKU Manufacturing（Thailand）Co.,Ltd.における内部統制評価を開始し、全社員へのコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。また、内部通報制度の充実・強化を図るため、匿名通報の許可、通報窓口の複数化等の見直しを行い、国内子会社2社について当制度を適用しております。さらに近年厳格化が進んでいる環境保全に関するリスクに着目し、社内全部門の産業廃棄物管理の改善に注力しました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,209,695**	**流動負債**	**2,771,083**
現金及び預金	3,684,126	支払手形及び買掛金	1,464,500
受取手形及び売掛金	3,153,029	未払法人税等	222,691
電子記録債権	271,265	賞与引当金	274,577
有価証券	1,600,000	役員賞与引当金	3,610
商品及び製品	555,733	その他	805,704
仕掛品	1,043,522		
原材料及び貯蔵品	705,677		
繰延税金資産	158,174	**固定負債**	**4,136,580**
その他	38,460	長期預り金	3,724,486
貸倒引当金	△294	修繕引当金	323,697
		環境対策引当金	34,000
固定資産	**13,591,927**	退職給付に係る負債	42,795
有形固定資産	**9,344,806**	その他	11,601
建物及び構築物	5,636,329		
機械装置及び運搬具	1,317,400		
工具器具備品	76,069	**負債合計**	**6,907,664**
土地	2,268,142	**純資産の部**	
建設仮勘定	44,315	**株主資本**	**17,495,293**
その他	2,548		
		資本金	**827,500**
無形固定資産	**143,629**	**資本剰余金**	**560,993**
		利益剰余金	**16,124,842**
投資その他の資産	**4,103,491**	**自己株式**	**△18,042**
投資有価証券	3,652,612		
従業員長期貸付金	966	**その他の包括利益累計額**	**398,664**
繰延税金資産	159,216	**その他有価証券評価差額金**	**318,700**
その他	293,298	**為替換算調整勘定**	**79,964**
貸倒引当金	△2,602	**純資産合計**	**17,893,958**
資産合計	**24,801,622**	**負債・純資産合計**	**24,801,622**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**17,814,708**
売上原価		14,841,482
売上総利益		**2,973,225**
販売費及び一般管理費		1,377,845
営業利益		**1,595,379**
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,730	
環境対策引当金戻入益	34,000	
その他	49,027	134,757
営業外費用		
売上割引	10,665	
為替差損	168,303	
その他	19,075	198,043
経常利益		**1,532,093**
特別損失		
減損損失	603,735	
ソフトウェア開発中断損失	11,404	615,140
税金等調整前当期純利益		**916,953**
法人税、住民税及び事業税	478,259	
法人税等調整額	63,376	541,635
当期純利益		**375,317**
親会社株主に帰属する当期純利益		**375,317**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	827,500	560,993	15,869,990	△18,042	17,240,441
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△120,465		△120,465
親会社株主に帰属する当期純利益			375,317		375,317
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	254,852	－	254,852
当期末残高	827,500	560,993	16,124,842	△18,042	17,495,293

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	467,489	132,579	600,069	17,840,511
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△120,465
親会社株主に帰属する当期純利益				375,317
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△148,789	△52,614	△201,404	△201,404
連結会計年度中の変動額合計	△148,789	△52,614	△201,404	53,447
当期末残高	318,700	79,964	398,664	17,893,958

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　3社

連結子会社の名称　　東特エステートサービス株式会社
東特興業株式会社
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

㈠　有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

㈡　たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

㈠　有形固定資産（リース資産を除く）

特殊鋼事業は、定率法によっております。

ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、ならびに在外連結子会社が保有する有形固定資産については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

不動産賃貸事業は、建物（附属設備を除く）は定額法、その他は定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、建物および構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

㈡　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

㈢　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

㈠　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

㈡　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

㈢　役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

㈣　修繕引当金

賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

㈤　環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「固定資産除却損」（当連結会計年度は、3,113千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4．会計上の見積りの変更に関する注記

（環境対策引当金）

従来より、当社が保管するＰＣＢ廃棄物の処理に伴い発生する支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、ＰＣＢ廃棄物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処理費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上しております。これにより、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は34,000千円増加しております。

5．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保提供資産

建物	4,426,560千円
上記の担保資産に対する債務	
長期預り金	3,677,862千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　16,004,365千円

⑶　圧縮記帳

取得価額から直接控除した工事負担金による圧縮記帳額	
構築物	142,907千円

⑷　受取手形裏書譲渡高　26,999千円

6．連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

55,059千円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	7,550,000	－	－	7,550,000

⑵　自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	20,923	－	－	20,923

⑶　配当に関する事項

①　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	60,232	8.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年10月29日取締役会	普通株式	60,232	8.00	平成27年9月30日	平成27年11月16日	利益剰余金

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(イ) 配当金の総額　60,232千円
(ロ) １株当たり配当額　8.00円
(ハ) 基準日　平成28年３月31日
(ニ) 効力発生日　平成28年６月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注２）を参照ください）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時　価（*）	差　額
(1) 現金及び預金	3,684,126	3,684,126	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,153,029	3,153,029	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,170,754	5,192,134	21,380
(4) 支払手形及び買掛金	(1,464,500)	(1,464,500)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：千円）

	種　　類	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	750,000	774,265	24,265
	⑶ その他	－	－	－
	小　　計	750,000	774,265	24,265
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	100,000	98,570	△ 1,430
	⑶ その他	87,500	87,465	△ 35
	小　　計	187,500	186,035	△ 1,465
合　　計		937,500	960,300	22,800

② その他有価証券における、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種　　類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差　　額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	⑴ 株式	232,071	648,356	416,284
	⑵ 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	1,437,363	1,488,991	51,628
	⑶ その他	－	－	－
	小　　計	1,669,435	2,137,348	467,912
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	⑴ 株式	300,909	291,584	△ 9,324
	⑵ 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	308,551	304,321	△ 4,229
	⑶ その他	1,500,000	1,500,000	－
	小　　計	2,109,460	2,095,906	△ 13,554
合　　計		3,778,895	4,233,254	454,358

（注）当連結会計年度において、減損処理を行っておりません。

⑷　支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額81,858千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。また、長期預り金（連結貸借対照表計上額3,724,486千円）についても同様な理由から時価開示の対象としていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10 年 超
現金及び預金	3,684,126	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,153,029	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	100,000	687,500	150,000	－
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500,000	－	－	－
合　　計	8,437,155	687,500	150,000	－

９．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,131,711千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

⑵　賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
6,431,477	△ 303,850	6,127,627	23,228,037

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額の主な内容は、減価償却費（306,850千円）による減少額であります。

３．期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. １株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	2,376円 65銭
⑵	１株当たり当期純利益	49円 85銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

12. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.5%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16,551千円減少し、法人税等調整額が24,267千円、その他有価証券評価差額金が7,715千円、それぞれ増加しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,143,951**	**流動負債**	**2,226,524**
現金及び預金	2,155,687	支払手形	37,651
受取手形	166,965	買掛金	1,278,161
電子記録債権	230,400	未払金	173,506
売掛金	2,706,775	未払費用	169,842
有価証券	500,000	未払法人税等	61,756
商品及び製品	536,430	前受金	93,636
仕掛品	1,003,266	預り金	16,619
原材料及び貯蔵品	659,350	前受収益	8,347
前払費用	5,046	賞与引当金	249,115
繰延税金資産	136,588	役員賞与引当金	2,560
その他	43,757	設備関係支払手形	91,918
貸倒引当金	△314	その他	43,408
固定資産	**6,777,444**	**固定負債**	**65,374**
有形固定資産	**2,670,297**	環境対策引当金	34,000
建物	377,744	その他	31,374
構築物	72,600		
機械装置	1,161,388		
車両運搬具	13,402		
工具器具備品	37,137	**負債合計**	**2,291,899**
土地	965,116	**純資産の部**	
建設仮勘定	42,907	**株主資本**	**12,330,704**
		資本金	**827,500**
無形固定資産	**138,306**	**資本剰余金**	**560,993**
ソフトウェア	18,309	資本準備金	560,772
ソフトウェア仮勘定	114,815	自己株式処分差益	220
その他	5,180	**利益剰余金**	**10,960,253**
		利益準備金	73,690
投資その他の資産	**3,968,841**	その他利益剰余金	10,886,563
投資有価証券	2,156,643	土地圧縮積立金	22,198
関係会社株式	993,855	別途積立金	10,310,000
出資金	631	繰越利益剰余金	554,364
長期前払費用	2,234	**自己株式**	**△18,042**
従業員長期貸付金	871		
関係会社長期貸付金	1,204,900	**評価・換算差額等**	**298,792**
破産、更生債権等	2,052	**その他有価証券評価差額金**	**298,792**
繰延税金資産	40,074		
その他	37,438		
貸倒引当金	△469,860	**純資産合計**	**12,629,496**
資産合計	**14,921,396**	**負債・純資産合計**	**14,921,396**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,965,084**
売上原価		12,819,815
売上総利益		**2,145,268**
販売費及び一般管理費		1,245,197
営業利益		**900,071**
営業外収益		
受取利息及び配当金	96,700	
環境対策引当金戻入益	34,000	
その他	52,527	183,228
営業外費用		
売上割引	10,665	
為替差損	100,685	
その他	13,825	125,176
経常利益		**958,124**
特別損失		
減損損失	113,451	
関係会社株式評価損	381,712	
関係会社貸倒引当金繰入額	467,258	
ソフトウェア開発中断損失	11,404	973,826
税引前当期純損失（△）		**△ 15,702**
法人税、住民税及び事業税	178,115	
法人税等調整額	51,717	229,832
当期純損失（△）		**△ 245,535**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	自己株式処分差益	利益準備金	その他利益剰余金				
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	827,500	560,772	220	73,690	21,659	10,110,000	1,120,904	△18,042	12,696,705
事業年度中の変動額									
土地圧縮積立金の積立					539		△539		－
剰余金の配当							△120,465		△120,465
別途積立金の積立						200,000	△200,000		－
当期純損失（△）							△245,535		△245,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	539	200,000	△566,539	－	△366,000
当期末残高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,310,000	554,364	△18,042	12,330,704

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	455,836	13,152,541
事業年度中の変動額		
土地圧縮積立金の積立		－
剰余金の配当		△120,465
別途積立金の積立		－
当期純損失（△）		△245,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△157,043	△157,043
事業年度中の変動額合計	△157,043	△523,044
当期末残高	298,792	12,629,496

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準および評価方法

①　有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

⑷ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸ 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計上の見積りの変更に関する注記

（環境対策引当金）

従来より、当社が保管するＰＣＢ廃棄物の処理に伴い発生する支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、ＰＣＢ廃棄物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処理費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上しております。これにより、当事業年度の経常利益は34,000千円増加し、税引前当期純損失は34,000千円減少しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　6,475,240千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	546,290千円
長期金銭債権	1,204,900千円
短期金銭債務	294,423千円

4．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,974,881千円
仕入高	2,532,927千円
営業取引以外の取引高	24,842千円

⑵ たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。　54,219千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	20,923	－	－	20,923

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	250,324千円
減損損失	161,106千円
関係会社貸倒引当金繰入額	140,177千円
賞与引当金	75,481千円
たな卸資産評価損	39,765千円
その他	44,769千円
繰延税金資産小計	711,625千円
評価性引当額	△ 397,394千円
繰延税金資産合計	314,230千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	128,053千円
土地圧縮積立金	9,513千円
繰延税金負債合計	137,567千円
繰延税金資産の純額	176,662千円

繰延税金資産および繰延税金負債を流動・固定に分けると次のとおりであります。

流動資産　－　繰延税金資産	136,588千円
固定資産　－　繰延税金資産	177,642千円
固定負債　－　繰延税金負債	137,567千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

⑶　法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.5%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,995千円減少し、法人税等調整額が15,252千円、その他有価証券評価差額金が7,256千円、それぞれ増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

⑴　親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	大同特殊鋼㈱	名古屋市東区	37,172百万円	特殊鋼の製造・販売	所有 直接0.0% 被所有 直接10.0% 〔23.8%〕	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入 転籍４人	製品の販売	1,035,765	売掛金	339,254
							製品の仕入・原材料の購入	2,386,288	買掛金	279,334

（注）議決権の所有（被所有）割合欄の〔　〕内は、管理有価証券信託として、信託銀行に委託されている割合であります。

⑵　子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	東特エステートサービス㈱	仙台市太白区	495百万円	不動産賃貸	所有 直接100%	旧長町工場用地を賃貸本社工場用地を賃借等 兼任２人	土地賃貸収入	318,264	売掛金	－
							土地賃借料等	69,249	買掛金	3,250
子会社	東特興業㈱	仙台市太白区	10百万円	商社	所有 直接100%	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入等 兼任３人	製品の販売等	593,622	売掛金他	168,567
							製品の仕入・原材料の購入等	77,389	買掛金他	11,831
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国チョンブリ県	280百万タイ・バーツ	特殊鋼加工製品の製造・販売	所有 直接100%	製造設備購入資金の貸し付け、設備代金の立替等 兼任２人	貸付	853,700	長期貸付金	1,204,900
							設備代金の立替等	66,202	未収入金	26,711

⑶　兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	大同興業㈱	名古屋市東区	1,511百万円	商社	―	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料、および製造設備の購入 兼任１人	製品の販売	2,759,626	売掛金	266,714
							製品の仕入・原材料の購入	589,709	買掛金	63,946
その他の関係会社の子会社	㈱大同キャスティングス	名古屋市港区	2,215百万円	特殊鋼の製造・販売	―	原材料の購入	原材料の購入	529,496	買掛金	133,758

（注）上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件および取引条件の決定方針等
1．製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。
2．製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。
3．東特エステートサービス㈱との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。
4．TOHOKU Manufacturing（Thailand）Co., Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は３年据置き、一括返済としております。
5．TOHOKU Manufacturing（Thailand）Co., Ltd.への貸倒懸念債権に対し、467,258千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において467,258千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　1,677円 43銭

⑵　１株当たり当期純利益　　△32円 61銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　田　　厚　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　田　　厚　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の平成27年４月１日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

東北特殊鋼株式会社　　監査役会

監査役（常勤）　秋　保　博　志　㊞

監査役　氏　家　照　彦　㊞

監査役　山　本　一　寿　㊞

（注１）監査役氏家照彦及び監査役山本一寿は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

（注２）社外監査役氏家照彦は、平成28年５月11日開催の監査役会を都合により欠席しましたので本監査報告に署名捺印をしておりません。ただし、同監査役からは事前に監査報告を受領しており、その監査結果は、上記記載と同一であります。なお、受理した監査報告を当監査役会に提示し、審議を行ったものであります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金８円　総額60,232,616円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役佐々木茂範氏および武田裕正氏が本総会の終結のときをもって辞任されます。

つきましては、機動的に意思決定が行えるよう取締役を１名減員し、補欠のため取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の任期は、当社定款の規定により、在任取締役の任期満了までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
山本博行（やまもとひろゆき） （昭和36年12月16日） ［新任］	平成15年３月　大同特殊鋼株式会社鋼材事業部川崎工場製造室長 平成20年６月　同社鋼材事業部川崎工場長 平成24年４月　同社機能材料製品本部 ステンレス・高合金事業部星崎工場長 平成27年10月　当社複合加工事業部精密加工工場長（現任）	0株

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　山本博行氏を取締役候補者とした理由は、大同特殊鋼株式会社および当社の生産に携り、その経歴を通じて培った鉄鋼業界の専門家としての知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	秋保博志（あきほひろし） （昭和31年５月20日）	平成18年６月　ＮＥＣトーキン株式会社経理部部長 平成21年７月　当社企画管理部経理チーム 平成22年４月　当社企画管理部経理チームリーダー 平成23年６月　当社業務部経理チームリーダー 平成27年６月　当社常勤監査役（現任）	800株
2	氏家照彦（うじいえてるひこ） （昭和21年８月29日）	昭和44年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成５年６月　株式会社七十七銀行取締役営業開発部長 平成10年６月　同行常務取締役本店営業部長 平成13年６月　当社監査役（現任） 平成14年６月　株式会社七十七銀行専務取締役 平成17年６月　同行代表取締役副頭取 平成22年６月　同行代表取締役頭取（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社七十七銀行　代表取締役頭取	0株
3	山本一寿（やまもとかずひさ） （昭和29年７月19日）	平成19年６月　大同特殊鋼株式会社コーポレートリスクマネジメント部長 平成21年５月　大同興業株式会社法務審査部参与 平成26年４月　同社法務審査部担当部長 平成26年６月　同社常勤監査役（現任） 平成26年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大同興業株式会社　常勤監査役	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第２項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者であり、現在、当社の社外監査役である氏家照彦氏および山本一寿氏は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 氏家照彦氏および山本一寿氏は、社外監査役候補者であります。

4. 監査役候補者の選任理由および監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

⑴　秋保博志氏は、鉄鋼業界の経理業務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対し適切な監査および助言をしていただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

⑵　氏家照彦氏は、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な監査および助言をしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

⑶　山本一寿氏は、広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 氏家照彦氏が代表取締役頭取を務める株式会社七十七銀行は当社発行済株式総数の3.98％を保有する大株主であります。

6. 山本一寿氏は過去５年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去２年間に同社から役員報酬を受けており、今後も受ける予定であります。

7. 氏家照彦氏および山本一寿氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって氏家照彦氏が15年、山本一寿氏が２年となります。

8. 当社は、氏家照彦氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
沖松侯二 （昭和26年２月３日）	平成20年６月　大同興業株式会社取締役名古屋支店長 平成22年４月　同社取締役素形材営業本部長兼名古屋支店長 平成23年６月　同社常務取締役素形材営業本部長兼名古屋支店長 平成26年６月　同社常務取締役営業統括本部長 平成27年６月　同社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大同興業株式会社　常勤監査役	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 沖松侯二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 沖松侯二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

4. 沖松侯二氏は現在および過去５年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去２年間に同社から役員報酬を受けており、今後も受ける予定であります。

5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第２項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、沖松侯二氏が監査役に就任された場合は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場　宮城県柴田郡村田町大字村田字西ケ丘23番地（当社１階ホール）
電話（0224）82－1010（代）

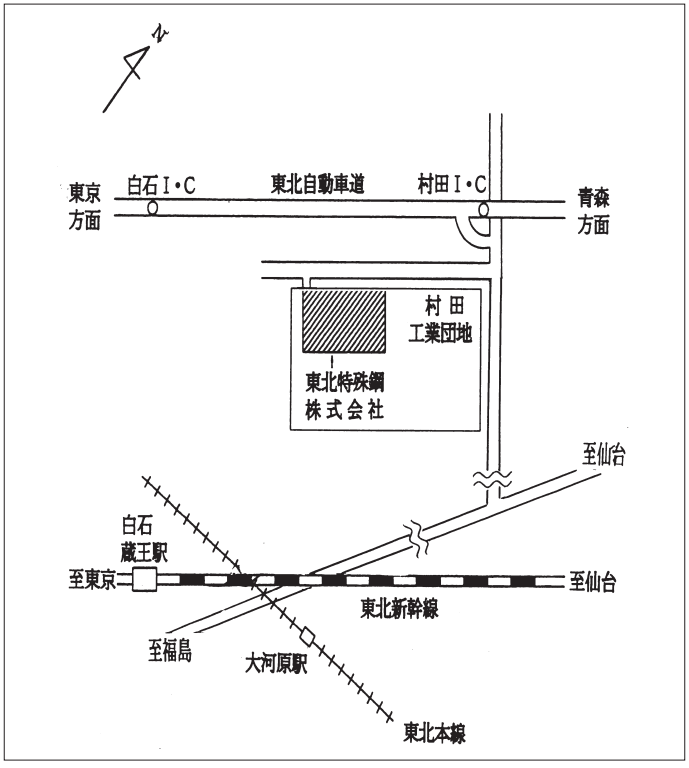

（御参考）次のとおりお越しいただくのが便利と存じます。
- 仙台駅からタクシーで（東北自動車道経由）　45分。
- 東北新幹線白石蔵王駅からタクシーで（東北自動車道経由）　40分。
- 東北本線大河原駅からタクシーで　20分。

再生紙を使用しています